

高梁中央介護医療院（短期入所療養介護） 運営規程

第1条

医療法人清梁会が開設する高梁中央介護医療院（以下「事業所」という）において実施する短期入所療養介護サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

第2条（事業の目的）

一時的に入所が必要な要介護者（以下単に「利用者」という）に対し、適正な短期入所療養介護サービス（以下「サービス」という）を提供することを目的とする。

第3条（運営の方針）

1. 短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
2. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努める。
3. 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止のため、心身の状況等に応じて妥当適切に療養を行う。
4. 明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
5. サービスの質を向上させるため、利用者の人権の擁護、虐待の防止、感染症対策の徹底等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
6. サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

第4条（名称及び所在地）

名称及び所在地は次の通りとする。

1. 名 称 高梁中央介護医療院
2. 所在地 岡山県高梁市南町53番地

第5条（従業員の種類、員数及び職務内容）

介護医療院の従業者の種類、員数及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者 1名
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
2. 医師 1名以上
医師は、利用者の病状に応じて、妥当適切な診療を行う。
3. 薬剤師 1名以上
薬剤師は、医師の指示に基づき利用者の薬の調剤及び薬や注射液等の管理、服薬指導を行う。
4. 看護・介護職員
 - ・看護職員（看護師又は准看護師） 6名以上（うち看護師2名以上）
 - ・介護職員 8名以上看護・介護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。
5. 管理栄養士 1名以上
管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
6. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1名以上
理学療法士等は、利用者のリハビリ計画を作成するとともに、医師の指示に基づき機能訓練を行う。
7. 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の作成に関する業務に当たる。

第6条（利用者の定員）

介護医療院の定員32名の空床利用とする。

第7条（定員の遵守）

利用定員及び療養室の定員を超えて利用させない。但し、災害等やむを得ない場合を除く。

第8条（施設サービスの内容について）

サービスの内容については以下の通りとする。

1. 要介護認定の申請に係わる援助

サービスの提供を求められた際には、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認し、認定を受けていない利用申込者に対しては、意思を踏まえて速やかに申請ができるように援助する。また、更新についても同様に行う。

2. サービス計画の作成

① 介護支援専門員がサービス計画の作成に関する業務を担当する。

② サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。

③ サービス計画を作成した際には、当該サービス計画を利用者に交付する。

3. 療養中の診療

医師の診療方針を明確にするとともに、診療の必要があると認められる疾病及び状態に対して的確かつ速やかに、適切な処置を行う。

また、医学的立場より、心身の状況を観察及び把握し、看護を提供するとともに利用者及びその家族に対して、援助・指導を行う。

4. 機能訓練

利用者の心身の機能の維持回復と自立した日常生活の援助を目的に、必要に応じ計画的に適切な機能訓練を行う。

5. 日常生活における看護・介護

医学的管理の下に、病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により看護・介護を行う。

- ・病状、障害等心身の観察及び把握
- ・身体の清潔保持：清拭・入浴介助（週2回）・洗髪など
- ・排泄の援助や留置カテーテル等の管理
- ・食事の援助や経管栄養法等の管理
- ・環境整備
- ・褥瘡等の創傷の処置
- ・定期的なレクリエーション（毎日）、月行事（月1回）の実施
- ・疾病や療養上の生活指導及び日常生活に係わる看護や介護等の指導
- ・口腔衛生の管理
- ・その他、医師の指示による処置

第9条 （利用料その他の費用の額）

1. 利用料の額は、厚生労働省が定める基準によるものとし、当該短期入所療養介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
2. 事業所は、前項の利用料の他、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする。

① 食費（基準費用額）

介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあたっては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。

② 居住費（基準費用額）

介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあたっては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。

- ③ その他のサービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものについて実費を徴収する。費用及び金額は、重要事項説明書に記載の通りとする。

※病衣については各自準備のこと。但し、ご家族で準備できない方についてはレンタル業者を紹介します。

第10条 （施設利用にあたっての留意事項）

利用者が介護医療院サービスの提供を受ける際に留意すべき事項は、次の通りとする。

1. 契約書の作成：利用に際しては、サービス提供開始前に、あらかじめ利用者又はその家族に運営規程やサービス内容等について文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
2. 面会：消灯（21時）までは随時とする。来訪者は面会カードに記載のこと。
3. 外出・外泊：所定の届出用紙に記入し、許可を得ること。
4. 居室・設備：施設内の居室や設備器具は、本来の使用法に従って利用のこと。
これに反した利用により破損が生じた場合は、弁償して頂くことがあります。また、やむを得ず、病状などの都合により療養室を変更することがあります。
5. 喫煙・飲酒：敷地内は禁煙です。入所中の飲酒はできません。
6. 迷惑行為等：騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、やみくもに他の利用者の居室に立ち入らないようにすること。
7. 所持品・現金管理：事業所では管理しておりません。
8. 宗教活動・政治活動・営利活動・動物の飼育等：施設内ではご遠慮下さい。

第11条 （衛生管理等）

1. 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。
2. 事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - ① 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - ③ 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
 - ④ 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

第12条 （非常災害対策）

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

1. 防火管理者は、高梁中央病院の管理者を当て、火元責任者は介護医療院看護師長を当てる。
2. 始業時、終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。
3. 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち合う。
4. 非常災害用設備は常に有効に保持するよう努める。

5. 防火管理者は、従業者に対して防災教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防災教育は、春季・秋季に各1回以上実施する。また、各種会議、オリエンテーション等で随時啓蒙を図る。
 - ② 防災教育の内容は、消防計画の周知徹底、利用者の避難誘導、救出救護要領等の人命安全に関する基本的事項、消防用設備等の機能と取扱い要領、火災予防上の遵守事項、震災対策に関する事項のほか、防火管理者が必要と認める内容とする。
 - ③ 消防訓練は、通報・消火・避難誘導を連携して行う「総合訓練」を春季・秋季に各1回（うち1回は夜間想定）実施する。個々の訓練を行う「部分訓練」は、それぞれ必要なとき、随時行う。震災訓練については、防災機関または地域等が実施する訓練に参加する。
 - ④ 訓練の実施に際して必要あるときは、消防職員の指導を要請するものとする。
6. その他必要な災害防止対策についても、必要に応じて対処する体制を取る。

第13条（身体的拘束等）

1. 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
2. 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第14条（虐待防止に関する事項）

1. 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - ② 虐待防止のための指針の整備する。
 - ③ 介護職員その他の従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。また、新規採用時にも研修を実施する。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
2. 事業所は、介護医療院サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第15条 (緊急時の対応)

1. 介護医療院サービスでの施設対応が困難な状態又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、当院の医療対応病棟又は他の専門医療機関を紹介する。
2. 利用者の心身の状態が急変した場合、利用者の家族又は身元引受人及び利用者の居住する市町村ならびに関係諸機関に連絡する。

第16条 (事故発生の防止及び発生時の対応)

1. 事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じるものとする。
 - ① 事故発生防止のための指針を整備する。
 - ② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実の報告、改善策を職員に周知徹底する。
 - ③ 事故発生防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員研修を定期的に行う。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
2. 介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況、事故の際にとった処置について記録する。

第17条 (業務継続計画の策定等)

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第18条 (他医療機関への受診)

利用者が他の医療機関を受診する場合は、他医療機関においても包括項目（検査、投薬、注射、処置の一部）が算定できないので、他医療機関と連絡調整を図る。

第19条 (賠償責任)

1. サービス提供に伴って事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、事業所は利用者に対して損害賠償を行うものとする。
2. 利用者の責に帰すべき事由によって、事業所が損害を被った場合、利用者及びその家族は、連帯して事業所に対して損害賠償を行うものとする。

第20条 (その他運営に関する留意事項)

1. 事業所は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8

条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - ② 継続研修 毎月
2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を雇用契約時に誓約させる。
 4. 苦情処理窓口については、介護医療院看護師長が、「苦情相談窓口運用マニュアル」に基づいて対応する。
 5. 医師の宿直はありません。
ただし、利用者の病状が急変した場合は、同一敷地内にある高梁中央病院の医師が、速やかに診察を行うこととする。
 6. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人清梁会において定めるものとする。

第21条 (通常を送迎の実施地域)
事業所では送迎は行わない。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。